

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

令和5年7月7日からの大雨 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（福岡県版ガイドブック）

令和5年7月7日からの大雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。

国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。また、九州管区行政評価局においても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

●相談の受付：平日8：30～17：30

行政相談専用ダイヤル **092-473-1100**

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階
九州管区行政評価局（首席行政相談官室）
FAX：092-431-8317

●インターネットによる相談受付（右記QRコードからアクセスできます。）

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



まぐみみ福岡



総務省行政相談センター

総務省 九州管区行政評価局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階
九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100（平日、通常の行政相談専用の電話番号）

ダイヤル：0570-090110（平日、全国共通の受付番号）

FAX：092-431-8317

(注) 当冊子の情報は、令和5年8月24日時点の情報で作成しております。
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ（QRコード、下記URL参照）に
掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>



災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。
今回の令和5年7月7日からの大雨については、福岡県内では、久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町が適用を受けています。

※ 被災者支援の情報は、各関係機関・団体等のホームページで日々更新されています！

＜目次＞

相談内容	項目	ページ
 住まいや 身の回りのこと	1 被災証明書の発行	1
	2 災害ごみ、家屋の消毒についての相談窓口	3
	3 被災住宅の応急修理等	5
	4 被災者のための住宅提供	5
 お金のこと (生活資金、住宅)	5 被災者生活再建支援金	6
	6 災害弔慰金、災害障害見舞金（国・福岡県）	8
	7 災害援護資金の貸付	8
	8 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）	8
	9 住宅の建設、補修等の融資	9
	10 住宅ローン等の返済	9
 労働・雇用 に関すること	11 雇用保険の基本手当の特例措置	10
 役所の手続きや 公共料金 に関すること	12 国税の特別措置	12
	13 公共料金（電気・ガス・電話・上下水道等）の減免措置等	12
	14 年金手帳等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予	13
	15 県税の特別措置	14
	16 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置	14
	17 住民票の写し等の各種証明書の手数料免除	14
	18 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	15
 民間の手続 (損害保険等)のこと	19 損害保険に関すること	16
	20 生命保険に関すること	16
	21 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	17
 教育のこと	22 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	18
	23 高等学校奨学金の緊急募集	18
 事業経営 に関すること	24 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口	19
	25 農林漁業者への資金融資・相談窓口	20
 医療・健康 に関すること	26 医療機関の受診、介護サービス等	21
 そのほかの情報、 お役立ち情報 ウェブサイト	27 災害ボランティア	22
	28 消費者トラブル（災害に便乗した悪質商法等）の相談窓口	22
	29 法律についての相談	23
	30 お役立ち情報ウェブサイト	23
 がいきくじんむ 外国人向けの じょうほう そうだんまどぐち 情報、相談窓口	31 <small>せいかつ こま</small> 生活の困りごと、 <small>さいがい とき あんない</small> 災害の時の案内など	25



住まいや身の周りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 市町村が行う調査までに時間がかかることもありますので、調査より先に自宅の片付け・修理等を行う場合は、片付け・修理の前に、被害を受けた場所の写真の撮影をお願いします。

※ 写真を撮影する際には、建物の四方からの写真（建物全体を収めた遠景、近景）、どの辺りまで水に浸かったかが分かる写真（建物のどの部分かが分かる遠景、部分の拡大）を、写す角度・位置を変え、できるだけ多く撮影することが望ましいとされています。

- ◆ 「り災証明書」等の窓口は、以下のとおりです。（市町ホームページ公表分を記載）

・ 久留米市

（り災証明書、被災証明書）

問合せ先：健康福祉部生活支援第1課・第2課 0942-30-9023

申請受付窓口：本庁舎地下1階（生活支援課）、各総合支所（地域振興課）

（8:30～17:15（土曜、日曜、祝日を除く））

・ 八女市

（り災証明書）

問合せ先：税務課（固定資産税係） 0943-23-1112

受付窓口：税務課固定資産税係、各支所

（被災証明書）

問合せ先：防災安全課（消防防災係） 0943-23-1731

・ うきは市

（り災証明書（居住用・一般家庭用））

受付窓口：市役所西別館 福祉事務所福祉係 0943-75-4961

(被災証明書(家財、車庫等))

受付窓口：税務課資産税係 0943-75-4977

(被災証明書(農業関係))

受付窓口：農林振興課農政係 0943-75-4975

(被災証明書(商工関係(店舗・事業所等)))

受付窓口：うきはブランド推進課商工振興係 0943-76-9095

・ 朝倉市

(り災証明書(住家被害)、被災証明書(住家以外の被害))

問合せ先：税務課資産税係 0946-28-7563

受付窓口：市税務課、朝倉支所、杷木支所

(被災証明書(農業機械・施設の被害))

問合せ先：朝倉市農業振興課 0946-28-7863

受付窓口 農業振興課(朝倉支所1階)

・ 那珂川市

(り災証明書(住家被害))

問合せ先：市民課 092-953-2211(代)

申請窓口：市民課窓口(那珂川市役所本庁舎1階)

(被害届出証明書(住家以外の被害))

問合せ先：安全安心課 092-953-2211(代)

申請窓口：市民課窓口(那珂川市役所本庁舎1階)

・ 筑前町

(り災証明書)

問合せ先：税務課固定資産税係 0946-42-6608

(被災証明書、被災届出証明書)

問合せ先：環境防災課消防安全係 0946-42-6609

(被災証明書の発行(農業関係))

問合せ先：農林商工課農林振興係 0946-42-6614

・ 東峰村

(り災証明の受付)

問合せ先：住民福祉課 0946-74-2311(代)

受付場所：宝珠山庁舎(総合窓口)、小石原庁舎(住民福祉課)

・ 広川町

(り災証明書(住家)、被災証明書(非住家施設その他(自動車など))

問合せ先：税務会計課課税係 0943-32-1114

申請受付会場：1階税務会計課窓口

(平日8:30~17:15)

2 災害ごみ、家屋の消毒についての相談窓口

- ◆ 今回の豪雨による浸水被害等による災害ごみ（災害廃棄物）の処理については、以下の窓口にお問合せください（市町ホームページ公表分を記載）。

・ 久留米市

（災害ごみの受入）

田主丸地域の災害ごみについては、当面の間、次の受入場所への直接持込みが可能

- 宮ノ陣クリーンセンター 0942-27-7490（受付時間：月～土の8:30～17:00）

持ち込めるもの：燃やせるごみ、燃やせないごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、家電製品など

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は、今回被災した家庭からのものに限
り、宮ノ陣クリーンセンターへ持ち込み可能

- 上津クリーンセンター 0942-21-8201（受付時間：月～土の8:30～17:00）

持ち込めるもの：燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ

- 耳納クリーンステーション 0943-74-2010

（受付日時：月曜日～金曜日 8:30～16:00、土曜日8:30～12:00）

持ち込みできるもの：燃やせるごみ

※燃やせるごみであっても耳納クリーンステーションで処理できないものについては、他の
仮置場等への持込みを案内することがあります。ご了承ください。

（土砂等の受入）

- 田主丸浄化センター南側空地 0943-72-2156(田主丸総合支所 環境建設課)

（受付時間：9時30分～12時 及び13時～16時30分）

持ち込めるもの：民家や民家庭等に侵入した土砂

- 田主丸複合文化施設 そよ風ホール北側駐車場（8月16日から受入開始）

（受付時間：9時30分～12時 及び13時～16時30分）

持ち込めるもの：民家や民家庭等に侵入した流木

- 堤土木株式会社 資材置場 0942-22-6177(都市建設部 公園土木管理事務所)

（受付時間：9時30分～12時 及び13時～16時30分）

持ち込めるもの：宅地内に流入した土砂、材木（家具等の家庭ごみ(可燃ごみ、服、
タンス、ソファーなどの家具、電化製品、畳など)は除く。)

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9072kansoumu/3010oshirase/2023-0713-1036-348.html>

・ 筑前町

（災害ごみの処分方法についての相談）

相談窓口：環境防災課環境係 0946-42-6613

・ 東峰村

(災害ごみの収集)

収集場所：宝珠山地区 リソースフォレスト前広場（古城原）
小石原地区 小石原グラウンド

収集時間：9:00～16:00

問合せ先：住民福祉課 0946-74-2311（代）

・ 広川町

(災害廃棄物の処理場所)

※「罹災ごみ搬入証明書」の発行を受けることで、八女西部クリーンセンターに手数料無料で搬入することができます。

発行受付場所：広川町役場2階 環境課窓口

発行受付時間：8:30～16:00（祝日を除く月～金）（受付期間：8月31日まで）

※8月27日（日曜日）8時30分から11時にも受付を行っています。

持ち込み場所：八女西部クリーンセンター

搬入時間：8:30～11:45、13:00～16:30

問合せ先：環境課生活環境係 0943-32-1138

- ◆ 床上浸水や床下浸水の被害にあった住宅等の消毒については、以下の窓口にお問合せください（市町ホームページ公表分を記載）。

・ 八女市

(浸水家屋の床下・家屋周りの消毒液の配布)

問合せ先：環境課生活環境係 0943-23-1462

・ うきは市

(消毒液の配付) ※世帯当たり1本まで

配付場所：市役所1階 市民生活課生活環境係

・ 朝倉市

(床上浸水による被害を受けた家屋等の消毒)

申込窓口：市民環境部環境課 0946-23-1153

消毒の受付期間及び実施期間

令和5年9月15日まで受付を行います。

受付後、9月30日までに実施日を調整し、業者による消毒を行います。

※家屋の片づけ等で9月30日までに実施ができない場合は、ご相談ください。

・ 広川町

(被災した家屋（床上・床下浸水）の消毒液の配付（令和5年8月31日まで）)

配付場所：広川町役場 1階総合案内窓口

配付時間：8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

問合せ先：環境課 0943-32-1138

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法の適用市町村（表紙裏参照）において、災害により住宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは準半壊）を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。応急仮設住宅として提供する賃貸住宅も対象となる場合があります。

修理限度額 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊の世帯：706,000円以内

②準半壊の世帯：343,000円以内

同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - 1 当該災害により、大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは準半壊の被害を受けたこと
 - 2 応急修理を行う住家に居住すること
 - 3 応急修理を行うことによって、避難（住宅避難を含む）を要しなくなると見込まれること
 - 4 必要な書類、写真（被害状況が確認できるもの）が揃うこと
- ◆ 詳しくは災害救助法が適用された市町村（表紙裏参照）にお問合せください。

4 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、一時的な避難所として公営住宅等が提供されています。詳しくは、県・市町村の窓口にお問合せください。

（県・市町村の窓口（県・市ホームページ公表分を記載））

- ・ 福岡県 建築都市部県営住宅課 092-643-3739
（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
- ・ 久留米市 都市建設部 市営住宅課（久留米市役所本庁舎13階） 0942-30-9086
（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
- ・ 八女市 定住対策課住宅係（本庁南庁舎2階）0943-23-2577
各支所まちづくり推進係（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
- ・ 朝倉市 都市整備課 0946-28-7582



お金のこと（生活資金、住宅）

5 被災者生活再建支援金

◆ 被災者生活再建支援法に基づき、今回の災害で、全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けた世帯等に対し、①被害程度に応じた「基礎支援金」、②再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます（福岡県内では久留米市、広川町及び東峰村が対象区域）。

① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じた支給）

- ・ 全壊（損害割合50%以上）、解体又は長期避難をされた方
→100万円（単身世帯は75万円）
- ・ 大規模半壊（損害割合40%以上）
→ 50万円（単身世帯は37.5万円）

② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて①に加算（中規模半壊は加算支援金のみ）

- ・ 建設、購入 200万円（単身世帯は150万円）
- ・ 補修 100万円（単身世帯は75万円）
- ・ 賃借 50万円（単身世帯は37.5万円）

※中規模半壊（損害割合30%台）の方は、加算支援金がそれぞれ半分の額となります。

申請期間は、基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内となっています。

詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。

- ・ 久留米市 申請窓口：久留米市健康福祉部生活支援第1課（本庁舎地下1階）
お問合せ：健康福祉部生活支援第1課・第2課 0942-30-9023
申請期間：令和5年7月8日から
（基礎支援金）13月以内（加算支援金）37月以内
- ・ 広川町 申請窓口：広川町役場 福祉課 福祉係
（月曜日～金曜日、8時30分～17時15分）
申請期限：1. 基礎支援金 : 令和6年8月7日
2. 加算支援金 : 令和8年8月7日
お問合せ：福祉課 福祉係 0943-32-1113

- ◆ また、福岡県独自の支援として、以下の2つの支援も行っています。
 - ・福岡県被災者生活再建支援金の支給（上記と同一内容：久留米市、東峰村、広川町以外の57市町村）。
 - ・福岡県被災者住宅再建事業補助金（県内全市町村が対象）として、住宅を新築、購入又は改修した際に、金融機関から借入れを行った場合、借入金の利子相当額を助成（上限100万円）
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村又は福岡県福祉労働部福祉総務課（電話：092-643-3243）にお問合せください。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金（国、福岡県）

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた方の遺族等を対象として、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給されます。
 - ・ 災害弔慰金 生計維持者が亡くなった場合：500万円以下
その他の方が亡くなった場合：250万円以下
 - ・ 災害障害見舞金 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円以下
その他の方が重度の障害を受けた場合：125万円以下詳しくは、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。
- ◆ 福岡県独自の災害見舞金・弔慰金（家屋の全壊の場合10万円、半壊の場合5万円、床上浸水の場合3万円、死者又は行方不明者の遺族には20万円、重傷者には4万円～10万円）についても、お住まいの市町村にお問合せください。
- ◆ 市町村独自の災害見舞金制度を設けている市町村もありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により負傷又は住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。 ※所得制限等、一部条件があります。
償還期限は、据置期間（3年）を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%以内で条例の定める率となります。
- ◆ 貸付限度額は 150 万円～350 万円（住家の損害の程度、世帯主の傷病の有無により区分）
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるものです。
生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。
それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。

- ・ 緊急小口資金：10万円以内
 - ・ 福祉費（災害援護費）：150万円（目安）
- なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。

- ◆ 詳しくは、福岡県社会福祉協議会（電話：092-584-3377）、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問合せください。

- ・ 災害専用ダイヤル：0120-086-353
(9:00~17:00、土曜日・日曜日も対応。祝日を除く)
- ・ ウェブサイト <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

- ◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローン等の返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問合せください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室
0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）または03-5252-3772
(受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9:00~17:00)

- ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



労働・雇用に関すること

11 雇用保険の基本手当の特例措置

◆ 令和5年7月7日からの大雨による災害に伴う雇用保険の基本手当の特例措置が実施されています。

- ・ 災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。
- ・ 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。
- ・ 災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

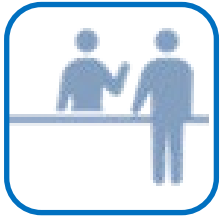
詳しくは以下の問合せ先にお問合せください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/saigaishien_20230707.html

【問合せ先】

福岡労働局管内 ハローワーク	電話番号
福岡労働局 職業安定部 職業安定課	092-434-9801
ハローワーク福岡中央	092-712-8609
ハローワーク飯塚	0948-24-8609
ハローワーク大牟田	0944-53-1551
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	093-622-5566
ハローワーク八幡 若松出張所	093-771-5055
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	093-871-1331
ハローワーク久留米	0942-35-8609
ハローワーク久留米 大川出張所	0944-86-8609
ハローワーク小倉	093-941-8609
ハローワーク小倉 門司出張所	093-381-8609
ハローワーク直方	0949-22-8609
ハローワーク田川	0947-44-8609
ハローワーク行橋	0930-25-8609
ハローワーク行橋 豊前出張所	0979-82-8609
ハローワーク福岡東	092-672-8609
ハローワーク八女	0943-23-6188

ハローワーク朝倉	0946-22-8609
ハローワーク福岡南	092-513-8609
ハローワーク福岡西	092-881-8609



役所の手続きや公共料金に関すること

12 国税の特別措置

- ◆ 国税の特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
 - ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>
詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

13 公共料金（電気・ガス・電話・上下水道等）の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。
適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

《九州電力》特別措置の適用は、最寄りの九州電力営業所にお問い合わせください。

久留米営業所 0120-639-462、八女営業所 0120-639-463、
大牟田営業所 0120-639-464、甘木営業所 0120-639-461、
福岡南営業所 0120-639-460、福岡営業所 0120-639-458

《NTT西日本》局番なし「116」

《NHK受信料》0570-077-077

《上下水道》上下水道事業者（市町村）

14 年金手帳等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
最寄りの年金事務所にお問合せください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 被災により厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）にお問合せください。

事務所名、管轄区域	電話番号
博多年金事務所 (東区、博多区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)	092-474-0012
中福岡年金事務所 (中央区)	092-751-1232
西福岡年金事務所 (西区、城南区、早良区、糸島市)	092-883-9962
南福岡年金事務所 (南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡)	092-552-6112
久留米年金事務所 (久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潞郡、八女郡)	0942-33-6192
小倉南年金事務所 (小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)	093-471-8873
小倉北年金事務所 (門司区 小倉北区)	093-583-8340
直方年金事務所 (直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)	0949-22-0891
八幡年金事務所 (若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡)	093-631-7962
大牟田年金事務所 (大牟田市、柳川市、みやま市)	0944-52-5294

15 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税）の減免措置が講じられます。また、家屋の全壊・半壊・床上浸水等、県税を納めることが困難と認められる事実が発生した場合、申請に基づき被害の程度に応じて、1年以内の期間について徴収の猶予が認められます。

詳しくは、福岡県税務課や最寄りの県税事務所にお問合せください。

福岡県税務課 092-643-3063

県内の各県税事務所

16 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置

- ◆ 被災により市町村税を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件に該当すれば納付が猶予される場合がありますので、お住まいの市町村の税務担当課にお問合せください。
- ◆ 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方々で、災害により生活が困難となり、保険料（税）を支払えない場合に、保険料（税）の一部もしくは全額を免除、または徴収を猶予する制度があります。

詳しい条件や手続については、お住まいの市町村の医療保険担当課（組合員にあってはご加入の国保組合、後期高齢者医療制度にあっては後期高齢者医療広域連合）にお問合せください。

17 住民票の写し等の各種証明書の手数料免除

- ◆ 災害復旧に関する手続きに必要な住民票等の各種証明書の交付手数料が免除される場合があります（証明書のコンビニ交付サービスを利用して証明書を取得される場合は免除されませんので、ご注意ください。）。詳しくは、市町村にお問合せください。

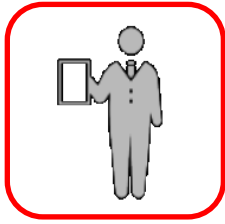
18 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、福岡法務局が開設する被災者の皆様からの「登記に関する相談窓口」にお問合せください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/content/001396907.pdf>

登記に関する相談窓口

	所在地	電話番号
福岡法務局不動産登記部門	福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-721-4575
福岡法務局法人登記部門	福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-721-9306
福岡法務局朝倉支局	朝倉市菩提寺480-6	0946-22-2455 ※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択
福岡法務局久留米支局	久留米市城南町21-5	0942-39-2121 ※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択
福岡法務局田川支局	田川市中央町4-20	0947-44-1426 ※ 音声ガイダンスの途中で「2」を選択



民間の手続（損害保険等）のこと

19 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽADRセンター
0570-022-808（9：15～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
I P 電話からは06-7634-2321
- ◆ 災害救助法が適用された地域で証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・ 日本損害保険協会 自然災害損保契約照会センター
0120-501-331（9：15～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
 - ・ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
03-5425-7850（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

20 生命保険に関すること

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（表紙裏参照）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230710_1.html
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会 災害時受付専用連絡先（生命保険相談所）
0120-001-731（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
 - ・ かんぽコールセンター
0120-552-950（平日9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日9：00～17：00）

21 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口

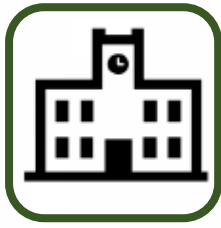
- ・ ゆうちょ銀行（非常取扱い実施期間：7月11日～8月10日）

詳細はゆうちょコールセンター（0120-108-420）へ

（平日 9：00～19：00土・日・休日・12月31日 9：00～17：00）

※ 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



教育のこと

22 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。

また、減額返還・返還期限猶予については、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する必要があります。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対し、在学している学校を通じてJASSO支援金（10万円、返還不要）の申請受付をしています。
- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構にお問合せください。

奨学金に関するお問い合わせ：奨学金相談センター 0570-666-301（ナビダイヤル）

月曜～金曜：9時00分～20時00分（土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く）

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp20230710.html>

23 高等学校奨学金の緊急募集

- ◆ 令和5年7月7日からの大雨に係る被害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方は、（公財）福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金（緊急募集）を申し込むことができます。

対象者は、令和5年7月7日からの大雨による被害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する生徒（保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること）です。詳しくは、在籍されている学校にお問合せください。



事業経営に関すること

24 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。
 - ・ 九州経済産業局産業部中小企業課
092-482-5447（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
 - ・ 福岡県（金融相談窓口）（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
 - 中小企業振興課 092-643-3424
 - 福岡中小企業振興事務所 092-622-1040
 - 久留米中小企業振興事務所 0942-33-7228
 - 北九州中小企業振興事務所 093-512-1540
 - 飯塚中小企業振興事務所 0948-22-3561
 - ※ 今回の大雨災害により被災された中小企業に対し、福岡県の「緊急経済対策資金」による低利融資を行うとされています（市町村の発行する「り災証明書」が必要）。
 - ・ 商工組合中央金庫
 - 福岡支店 092-712-6551
 - 北九州支店 093-533-9567
 - 久留米支店 0942-35-3381
 - ・ 日本政策金融公庫
事業の資金繰りについて、事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9：00～17：00）で受け付けているほか、福岡県内の各支店でも融資等のご相談を受け付けています。

支店名	電話番号 (9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
福岡支店	国民生活事業 0570-089-302
	農林水産事業 092-451-1780
	中小企業事業 092-431-5296
福岡西支店	国民生活事業 0570-089-806
北九州支店	国民生活事業 0570-091-236
	中小企業事業 093-531-9191
八幡支店	国民生活事業 0570-092-501
久留米支店	国民生活事業 0570-092-580

- ・ 福岡県信用保証協会

0120-112-249、092-415-2604（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

25 農林漁業者の資金融資・相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫福岡支店に、被災された農林漁業者を対象とした融資制度（①農林漁業施設資金（災害復旧施設）、②農林漁業セーフティネット資金（災害））があります。

詳しくは、上記の日本政策金融公庫福岡支店（農林水産事業092-451-1780）にお問合せください。

- ◆ 農林業者向けの各種支援相談窓口

- ・ 福岡県の相談窓口（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（農業、林業の支援制度 最寄りの県農林事務所）

事務所名	電話番号
福岡農業事務所（総務課）	092-735-6121
朝倉農林事務所（総務課）	0946-22-2730
八幡農林事務所（総務課）	093-601-8851
飯塚農林事務所（総務課）	0948-21-4951
筑後農林事務所（総務課）	0942-52-5642
行橋農林事務所（総務課）	0930-23-0380



医療・健康に関すること

26 医療機関の受診、介護サービス等

- ◆ 被災により、被保険者証を紛失または自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合でも、次の情報を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 連絡先（電話番号等）
 - ④ 加入している医療保険者がわかる情報（健康の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名））
- ◆ 被災により、被保険者証及び負担割合証を消失又は自宅等に残して避難している場合でも、次の情報を介護事業所等にお伝えいただければ、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 生年月日
 - ④ 負担割合
- ◆ 国民健康保険では世帯主（国民健康保険組合にあつては組合員）が、後期高齢者医療制度では被保険者が、次のいずれかに該当したことにより、医療機関窓口での医療費の支払が困難と保険者（市町村、国保組合及び福岡県後期高齢者医療広域連合）が認める場合に、この支払う額を減額・免除、徴収猶予する制度があります。

詳しくは、お住まいの市町村の医療保険担当課（組合員にあつてはご加入の国保組合）までお問合せください。

 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない



その他の情報 お役立ち情報ウェブサイト

27 災害ボランティア

◆ 災害ボランティア活動への参加を希望されている方は、下記ホームページ等で最新の状況をご確認ください。

- 福岡県 NPO・ボランティアセンター
<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/news/detail/691>
- 福岡県社会福祉協議会
<https://www.fuku-shakyo.jp/saigai-info/>
- 久留米市災害ボランティアセンター（久留米市社会福祉協議会）
<https://www.heartful-volunteer.net/>
- うきは市災害ボランティアセンター（うきは市社会福祉協議会）
<https://www.ukiha-shakyo.or.jp/news/view.cgi?id=452>
- 朝倉市災害ボランティアセンター
<https://asakurashi-shakyou.jp/notice/4139/>
- 東峰村災害ボランティアセンター
<https://toho-shakyo.net/archives/1400>
- 広川町災害ボランティアセンター（広川町社会福祉協議会）
<https://hirokawashakyou.jp/2023/07/12/広川町災害ボランティアセンターを開設しました/>

28 消費者トラブル(災害に便乗した悪質商法等)の相談窓口

- ◆ 消費者ホットライン 188（お近くの消費生活センターにつながります。）
- ◆ 福岡県消費生活センター 092-632-0999
（月曜日～金曜日9：00～16：30、日曜日10：00～16：00）
- ◆ 警察相談専用電話番号 #9110（最寄りの警察本部などの相談窓口につながります。）

29 法律についての相談

- ◆ 福岡県弁護士会 法律相談センターにおける無料法律相談（面談）
県内16ヶ所の法律相談センターで令和5年7月豪雨の被災者やその家族、事業者による豪雨被害に関する相談をお受けしています。
相談時間は60分で、事前の電話予約（電話：0570-783-552、お近くの法律相談センターにつながります。）の際、「豪雨に関する相談」とお伝えください。
- ◆ 福岡県弁護士会 緊急電話法律相談
 - ・ 実施日時：2023年8月26日（土）10時00分～16時00分
 - ・ 電話番号：092-753-6364
 - ・ 料 金：相談料無料 ※通話料はご負担ください。
 - ・ 相談時間：1回30分
 - ・ 相談対象：令和5年7月豪雨による被害を受けた方やその家族、事業者

30 お役立ち情報ウェブサイト

【政府広報オンライン】

- ◆ 防災・減災に役立つ情報（災害別）
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html

【厚生労働省】

- ◆ 6月29日からの大雨による被害状況等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34139.html
- ◆ 避難所生活で健康に過ごすための情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html
- ◆ 被災した家屋での感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html

【福岡県】

- ◆ 福岡県の支援に関する情報
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hisaishasien20230707.html>

【久留米市】

- ◆ 令和5年7月大雨被災者支援
<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2040bousaianzen/3406r5sai gai/index.html>

【八女市】

- ◆ 令和5年7月からの大雨による被災者支援一覧

<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/3/3/1/8/10500.html>

【筑後市】

- ◆ 災害情報

https://www.city.chikugo.lg.jp/shimin/_6112/_3879.html

【うきは市】

- ◆ 令和5年7月豪雨支援策一覧

<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0037213/index.html>

【朝倉市】

- ◆ 令和5年7月7日の大雨による災害からの復旧支援

<https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1689919135496/index.html>

【那珂川市】

- ◆ 災害時被災者支援制度一覧

<https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/8/hisaishasien2023.html>

【筑前町】

- ◆ 令和5年7月豪雨の支援内容について

<https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/S008/210/002/014/20230714162930.html>

【東峰村】

- ◆ 令和5年7月7日からの豪雨に係る各種情報について

<https://vill.toho-info.com/10000/cat/index.html>

【広川町】

- ◆ 令和5年7月豪雨災害支援

<https://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/soshiki/kikaku/1/sagaisien/4953.html>

【添田町】

- ◆ 防犯・防災

<https://www.town.soeda.fukuoka.jp/bunya/bouhan-bousai/>



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち

外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

31 生活の困りごと、災害の時の案内など

◆ にっぽんせいふかんこうきょく 日本政府観光局 (J N T O)

びょうき じこ きんきゅう あんない さいがい あんない かんこう あんない
病気、事故など緊急の時の案内、災害の時の案内、観光の案内

050-3816-2787 (24時間、365日対応)

※ 対応：英語・中国語・韓国語・日本語

◆ せいかつぜんぱん かん そうだん 生活全般に関する相談

ふくおかけんがいこくじんそうだん
福岡県外国人相談センター

0120-279-906 (10:00~19:00。12月29日~1月3日は対応していません。)

※ 対応：日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・クメール語・ミャンマー語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語

【（参考）県・市町村の電話番号】

◆ 福岡県 092-651-1111（代表）

◆ 市町村（防災担当部局等）

市町村	電話番号	市町村	電話番号
北九州市	093-582-2110	遠賀郡	
福岡市	092-711-4056	芦屋町	093-223-3572
大牟田市	0944-41-2894	水巻町	093-201-4321
久留米市	0942-30-9052	岡垣町	093-282-1211(内285)
直方市	0949-25-2223	遠賀町	093-293-1234
飯塚市	0948-22-5500(内1333)	鞍手郡	
田川市	0947-85-7114	小竹町	0949-62-1212
柳川市	0944-77-8152	鞍手町	0949-42-2111
八女市	0943-23-1731	嘉穂郡	
筑後市	0942-65-7260	桂川町	0948-65-1100
大川市	0944-85-5605	朝倉郡	
行橋市	0930-25-1111(内1450)	筑前町	0946-42-3111
豊前市	0979-82-1111	東峰村	0946-72-2311
中間市	093-246-2017	三井郡	
小郡市	0942-72-2111(内242)	大刀洗町	0942-77-0171
筑紫野市	092-923-1111(内222)	三潞郡	
春日市	092-584-1111	大木町	0944-32-1035
大野城市	092-580-1966	八女郡	
宗像市	0940-36-5050	広川町	0943-32-1196
太宰府市	092-921-2121	田川郡	
古賀市	092-942-1112	香春町	0947-32-2511
福津市	0940-43-8107	添田町	0947-82-4002
うきは市	0943-75-4982	糸田町	0947-26-1232
宮若市	0949-32-0510	川崎町	0947-72-3000
嘉麻市	0948-42-7417	大任町	0947-63-3000
朝倉市	0946-22-1111	赤村	0947-62-3000
みやま市	0944-64-1502	福智町	0947-22-7771
糸島市	092-332-2110	京都郡	
那珂川市	092-953-2211	苅田町	093-588-1037
糟屋郡		みやこ町	0930-32-2511
宇美町	092-932-1111	築上郡	
篠栗町	092-947-1113	吉富町	0979-24-1122
志免町	092-935-1142	上毛町	0979-72-3111
須恵町	092-932-1151	築上町	0930-56-0300
新宮町	092-963-1734		
久山町	092-976-1111		
粕屋町	092-938-0173		